

令和2年5月29日

保護者各位

長泉町立北中学校

校長 野口 基

感染症拡大防止を目的とした家庭における生徒の健康管理について（お願い）

6月1日からの学校再開にあたり、3つの条件（①密閉空間、②密集、③近距離での会話・大声）が同時に重なる場面を避ける取組を徹底してまいります。生徒への家庭内感染を発生させないために、保護者の皆様におかれましても「新しい生活様式」の徹底と、日々の感染予防を心掛けていただきますようお願い致します。

あわせて、生徒等の体調不良時の対応について、静岡県教育委員会健康体育課の通知(R2.5.20)に基づき、感染拡大防止に向けて下記の内容を徹底していきます。御確認の上、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 毎日、登校前に検温の実施と風邪症状（発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、倦怠感、息苦しさ、臭覚や味覚異常等）の確認をしてください。
- 2 発熱等の風邪の症状がみられる生徒については、自宅で休養させてください。
- 3 登校前に体温や風邪症状が確認できない場合には、始業前に決められた場所で検温や健康観察を行います。
- 4 登校時の健康観察で風邪症状がみられた場合や登校後に体調の変化が生じた場合には、保護者の皆様に連絡した上で、速やかに生徒を帰宅させ、症状が改善するまで出席停止となります。なお、「症状が改善するまで」とは、主要症状が消失した後、1日以上経過するまでを目安とします。（※下記事例を参照。無理をせず自宅で休養させてください。）

| ○月5日 | ○月6日 | ○月7日 | ○月8日 |
|------|--------------|------|------|
| 風邪症状 | 午前のうちに主要症状消失 | 経過観察 | 登校 |
| 出席停止 | | | |

- 5 生徒に限らず、家族に濃厚接触者の疑いや感染が心配される症状（発熱、咳、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ、臭覚や味覚異常等）がある場合には、学校に速やかに連絡、相談をしてください。
- 6 家庭で以下のような症状がある場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児科医療機関等に電話等で相談をしてください。

- ① 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- ② 重症化しやすい基礎疾患を有する生徒で、比較的軽い風邪の症状がある場合。
- ③ 発熱や咳などの比較的軽い症状が4日以上続く場合。